

千葉県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、千葉県職員措置請求（26千監（住）第3号）に係る監査の結果を別紙のとおり公表します。

平成26年12月25日

千葉県監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	川	岸	俊	洋

第1 請求の受付

1 請求の要旨

I 請求の趣旨

千葉市は平成26年9月24日町内自治会「今井連合町会」会長高橋穰に対し、「千葉市町内自治会事務委託契約（以下「契約」）」（証－1）における委託料の過払いが判明したとして別紙（証－2）の計算により過払金（1,810,200円）および過払金の一部に対する年5分の利息168,877円、合計1,979,077円の返還を請求した（証－3）。

他方、今井連合町会は報道によれば同日この1,979,077円を千葉市に返還した（証－4）。

しかしながら、過払金計算のための世帯数算定には不正があり、また事務委託手数料の認識に誤りがあり、且つ過払金への利息請求に違法性がある。

1 加入世帯数について

千葉市は今井連合町会が平成21年度以前においては、「会員世帯数」とは「地域世帯数」との認識があったと考えているようであるが、次の事実からそれはあり得ない事である。

自治会の加入世帯数とは会費を納入した世帯数であり、特別会員たる「マンション等」は加入世帯数としては一としてカウントすべきものである。

(1)「マンション等」が特別会員として会費を納入していたとしても、あくまでもマンション等としての加入であり、その住人世帯各々が自治会に会費を納入している訳ではなく、「契約」第3条における「乙に所属する各町内自治会の世帯数」に該当するとの解釈は誤りである。

これは「契約」第4条における「世帯名簿」を整備しておくとの規定からも当然の解釈である。

(2)また、平成21年10月1日付「契約」（証－5）からは特別に理由の説明もなく表現を「町内自治会の加入世帯数」に改めているが、これは「世帯数」が会費を納入した世帯であることの確認と理解できる。

(3)逆説的に言えば、自治会の無い1,000世帯のマンションが当該自治会の地域内にあり、このマンション管理事務所が特別会員になり回覧を掲示板に掲示していると主張すれば999世帯分の事務委託料が当該自治会に支払われることになってしまう。もとより行政サイドで世帯数や回覧方法を確認することは事実上不可能であり、モラルハザードを招いてしまう。

(4)「今井連合町会」は会則（証－6）第2条では「本会は、今井1・2・3丁目に居住するもの（一般会員）及び事務所（特別会員）をもって構成する」とあり、一般会員でないマンション住民世帯は構成員とはされていない。

(5)従って、各年度の正当な推定世帯数は「一覧表」（証－7）の「正当世帯数」により過払金を算定し、返納済額との差額を追加請求すべきである。

2 事務委託料は単なる回覧・掲示の対価ではない。

回覧の対象世帯数に応じて行政事務委託料が支払われるとの解釈は自治会の実態を理解していないか、あるいは為にする解釈である。

各年度の「契約」では自治会に委託する事務として次のように規定している。

(1) 行政資料の回覧及び配布事務

(2) その他甲が必要と認める事務

そして上記(2)に該当する事項には

①町内掲示板への各種ポスターの掲示と掲示板の管理

②行政資料以外の回覧(図書館、美術館、医師会、警察、社会福祉協議会等)

③自治会要望事項の取りまとめと提出

④国勢調査への協力や調査員の提供のための手配

⑤投票所立会人の提供のための手配

⑥門松カードの購入・配布

等多岐にわたっており、これらに伴う事務連絡・書類の作成・行政への書類提出等があり、自治会は単に行政資料の回覧及び配布だけをしている訳ではない。

従ってマンション等での掲示をもって自治会員でもないマンション住人世帯数を委託料の対象にすることは認められない。

3 過去10年間に遡って利息を請求すべきである。

千葉市は、利息の請求を平成23年上半期まで7年間の認定累計過払金に3年余りの期間に限定するなど、過払を自治会が「認識した:報告した」とされる日までの過払金に対し、その日から返還日までの利息しか請求していない。

これは財産の管理を怠る違法・不当な行為であり、すべての年度分に対し期間に応じた利息を請求すべきである(例えば平成16年下期分過払金については10年間の利息請求)。

その理由は次のとおり加入世帯数の過剰申告は「故意・悪意」によるものと判断されるからである。

(1)「契約(H15.4.1)」(証-8)では委託料を「乙に所属する各町内自治会の世帯数に200円を乗じた額」とされているが、これはあくまでも「自治会の世帯数」に対しての意味であり「町内の世帯数」ではない。また、「契約」は自治会の世帯名簿の整備も義務付けており「普通の智慮を有する者」であろう会長や役員が「町内の世帯数」等と理解したとは考えられない。

もし「町内の世帯数」と理解していたのであればそれは重大な過失である。

実態は世帯名簿の整備を怠り、実際の加入世帯数とは相違することを知りながら「国勢調査に基づく総世帯数」(証-4)を会員世帯数として過大な請求をしたものと考えられる。

(2) 殊更、「契約(H22.4.1)」(証-9)からは「甲の請求があった場合は、速やかに書類(役員名簿及び世帯名簿)を提出する。」ものとし、また「加入世帯数に疑義が生じた場合は・・・甲は町内自治会に対し調査を行うことが出来る。」としている。

(3) それにも拘わらず行政を愚弄するかのよう数年にわたり同数(平成16年下期~平成18年下期1, 620世帯、平成19年上期1, 611世帯、平成19年下期1, 621世帯、平成20年上期~平成23年上期1, 611世帯、平成23年下期~平成25年下期1, 244世帯)をもって事務手数料を請求している。この事か

らも今井連合町会の「悪意」は明確である。

(4) 仮に、「契約」の内容を契約当事者「乙」たる千葉市町内自治会連絡協議会が各自治会に周知徹底していなかった為にこのような事態を招いたのであれば、千葉市町内自治会連絡協議会（実際上の事務局は千葉市・現市民自治推進課）は重大な過失を犯したことになり責任も重大である。

II 結論

については、過払金の請求不足額および一部利息請求を怠ったことに伴う不足額を、「一覧表」(証一7)により算定しなおして、改めて請求すべく千葉市長に勧告するよう求める。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により請求する。

III 事実証明書

証一1 千葉市町内自治会事務委託契約 (H18.4.1)

証一2 行政事務委託料返還請求に係る利息について

証一3-①千葉市町内自治会事務委託契約委託料返還請求書 (H26.9.24)

3-②今井連合町会 H16~H25の会員数の算定について

3-③今井連合町会返還請求について

証一4 千葉日報記事 (H26.10.9)

証一5 千葉市町内自治会事務委託契約 (H21.10.1)

証一6 今井連合町会会則

証一7 一覧表 (請求人作成)

証一8 千葉市町内自治会事務委託契約 (H15.4.1)

証一9 千葉市町内自治会事務委託契約 (H22.4.1)

(以上、原文のまま掲載)

(別紙「事実証明書」略)

2 請求人

千葉市中央区中央3-15-6 やまちょうビル6階 渚法律事務所内

市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉

同 村越 啓雄

千葉市中央区住民 1名

3 請求書の提出日

平成26年10月24日

4 監査委員の除斥

小川智之監査委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第199条の2の規定により除斥とした。

5 請求の要件審査

本件監査請求は、自治法第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施することとした。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

平成26年9月24日付けで千葉市（以下「市」という。）が千葉市町内自治会連絡協議会（以下「市連協」という。）に所属する今井連合町会に対し行った千葉市町内自治会事務委託契約委託料返還請求が、違法又は不当に財産の管理を怠る事実に該当するか否か。

2 監査対象部局

市民局及び中央区役所を監査対象部局とし、関係書類を調査するとともに、関係職員の事情聴取を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成26年11月13日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から新たな証拠の提出はなかったが、請求内容についての補足説明がなされた。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、市民局及び中央区役所の職員が立会った。

4 関係職員等の陳述

平成26年11月13日に市民局及び中央区役所の職員から陳述の聴取を行った。その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立会った。

5 関係人に対する事情聴取

自治法第199条第8項の規定に基づき、平成26年11月26日に関係人である今井連合町会の会長、副会長、会計及び顧問（前会長）の4名から事情聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 市連協等について

市連協は、千葉市町内自治会連絡協議会会則によると、町内自治会相互の連絡、協調と親睦を図り、常に市民共通の声を当局に具申し、市行政に協力するとともに、地域社会の発展に寄与することを目的として、昭和34年11月に結成された町内自治会の連合組織で、市内の町内自治会長を会員とするとしている。

同年、市内の中学校通学区域を基本単位とした地区町内自治会連絡協議会（以下「区連協」という。）が組織され、また、平成4年の政令指定都市移行に伴い、6区の区町内自治会連絡協議会（以下「区連協」という。）が設立された。市連協に所属する各

町内自治会は、単位町内自治会と称される。

市連協の組織は、表1のとおりである。

表1 市連協の組織

市連協					
会長 1名(区町内自治会連絡協議会会長)					
副会長 5名(〃)					
会計理事 2名(地区町内自治会連絡協議会会長)					
理事 41名(〃)					
監事 3名(単位町内自治会会長)					
中央区連協 末広中学校区 (第2地区) 葛城中学校区 (第3地区) 椿森中学校区 (第4地区) 緑町中学校区西千葉地区 (第5地区) 新宿中学校区 (第8地区) 蘇我中学校区 (第9地区) 生浜中学校区 (第13地区) 轟町中学校区 (第15地区) 松ヶ丘中学校区 (第16地区) 川戸中学校区 (第21地区) 星久喜中学校区 (第27地区) 都地区 (第45地区)	花見川区連協 花園中学校区 (第7地区) こてはし台中学校区 (第10地区) 幕張中学校区 (第11地区) 花見川第一中学校区 (第22地区) 天戸中学校区 (第35地区) さつきが丘中学校区 (第40地区) 犢橋中学校区 (第42地区) 朝日ヶ丘中学校区 (第46地区) 幕張本郷中学校区 (第48地区)	稲毛区連協 小中台中学校区 (第6地区) 轟町中学校区 (第15地区) 稲毛中学校区 (第19地区) 千草台中学校区 (第20地区) 草野中学校区 (第25地区) 山王中学校区 (第37地区) 都賀中学校区 (第39地区) 緑が丘中学校区 (第41地区) 緑町中学校区緑・黒砂 (第49地区)	若葉区連協 加曾利中学校区 (第1地区) 白井中学校区 (第17地区) 更科中学校区 (第18地区) 千城台西中学校区 (第24地区) 大宮中学校区 (第26地区) 若松中学校区 (第32地区) みつわ台中学校区 (第34地区) 貝塚中学校区 (第43地区)	緑区連協 誉田地区 (第12地区) 椎名地区 (第14地区) 土気地区 (第23地区) おゆみ野地区 (第44地区)	美浜区連協 幸町第一中学校区 (第28地区) 高洲第一中学校区 (第29地区) 幕張西中学校区 (第30地区) 真砂中学校区 (第31地区) 磯辺中学校区 (第33地区) 幸町第二中学校区 (第36地区) 稲浜中学校区 (第38地区) 打瀬中学校区 (第47地区)
単位町内自治会 231団体 5,008組 65,479世帯	単位町内自治会 150団体 5,352組 63,229世帯	単位町内自治会 185団体 3,835組 50,547世帯	単位町内自治会 204団体 3,474組 43,675世帯	単位町内自治会 154団体 2,533組 28,588世帯	単位町内自治会 165団体 4,071組 47,129世帯
市全体 1,089団体 24,273組 298,647世帯(平成26年10月31日現在)					

なお、市連協の事務局は、市民局市民自治推進部市民自治推進課内に、各区連協の事務局は、各区役所地域振興課内に設置されている。

平成16年度以降、事務局の設置された課の変遷は、表2のとおりである。

表2 市連協及び各区連協事務局の設置された課の変遷

年度	市連協	各区連協
平成16年度 ↓ 平成22年度	市民局市民部地域振興課	各区役所地域振興課
平成23年度		各区役所地域振興課地域づくり支援室
平成24年度 ↓ 現在	市民局市民自治推進部市民自治推進課	

(2) 今井連合町会について

今井連合町会は、今井連合町会会則によると、中央区今井1、2及び3丁目に居住する者（一般会員）及び事務所（特別会員）をもって構成する単位町内自治会で、中央区連協及び第9地区連協に所属する。

(3) 千葉市町内自治会事務委託契約について

千葉市町内自治会事務委託契約（以下「本件契約」という。）は、市（本件契約書において「甲」とされている。）と市連協（本件契約書において「乙」とされている。）との間で、4月から9月までを上期、10月から翌年3月までを下期として、年に2回締結される委託契約である。

ア 平成26年度上期における本件契約

平成26年度上期の契約にあたる平成26年4月1日付け本件契約書によると、委託事務の内容については、第1条において、「(1) 行政資料の回覧及び配布事務 (2) その他甲が必要と認める事務」と、委託料の算出については、第3条第1項において、「町内自治会の加入世帯数に200円を乗じた額」と、委託事務履行の確認に係る報告については、第6条において、「完了報告書を提出しなければならない」と規定されている。

また、平成26年度上期の契約金額は、59,324,000円（296,620世帯分）で、本件契約書第3条第2項に基づき、各単位町内自治会の加入世帯数に応じて按分され、各単位町内自治会の指定する口座に市から直接振り込まれている。

イ 本件契約の変遷

本件契約の開始年度は、昭和45年度で、現存する昭和52年4月1日付け本件契約書によると、委託事務の内容については、第2条において、「(1) 行政連絡事務 (2) 調査事務 (3) 資料等のとりまとめおよび配布事務 (4) その他必要と認める事務」と、委託料の算出については、第3条第2項において、「基準日の会員数（加入世帯数）に基づいて、要綱第4条の規定により算出して得た額」と、委託事務履行の確認に係る報告事項については、第6条において、「(1) 基準日における会員数（加入世帯数）および班数又は組数 (2) 各支払期における委託事務の処理実績 (3) その他甲が必要と認める事項」と規定されている。

これらの変遷の詳細については、表3のとおりである。

表3 本件契約の変遷

年度	委託料の 呼称	委託事務	委託料の算出	報告
昭和45年度 ┆ 昭和51年度	行政事務 協力費	契約書等不存在のため詳細不明		
昭和52年度 昭和53年度		(1)行政連絡事務 (2)調査事務 (3)資料等のとりまとめ および配布事務 (4)その他必要と認める 事務(契約書第2条)	・基準日の会員数(加入 世帯数)に基づいて、要 綱第4条の規定により 算出して得た額 (契約書第3条第2項) ・年額200円とし、会員 数に乗じて得た額(支給 要綱第4条第1項)	(1)基準日における会員 数(加入世帯数)および 班数又は組数 (2)各支払期における委 託事務の処理実績 (3)その他甲が必要と認 める事項 (契約書第6条)
昭和54年度 昭和55年度			・基準日の会員数(加入 世帯数)に基づいて、要 綱第4条の規定により 算出して得た額 (契約書第3条第2項) ・年間200円とし、会員 数に乗じて得た額(支給 要綱第4条第1項)	
昭和56年度 昭和57年度		(1)行政連絡事務 (2)調査事務 (3)資料等の取りまとめ 及び配布事務 (4)その他、甲が必要と 認める事項 (契約書第2条)	各町内自治会の地区世 帯数に年額240円を乗 じて得た額 (契約書第4条第1項) ※昭和56年度以降支給 要綱廃止	(1)基準日における各町 内自治会の地区世帯数 (2)各支払期における委 託事務の処理実績 (3)その他、甲が必要と 認める事項 (契約書第6条)
昭和58年度 ┆ 昭和63年度	契約書等不存在のため詳細不明			
平成元年度	契約書等不存在のため 詳細不明	1世帯当たり年額240円 (事務事業評価シート)	契約書等不存在のため 詳細不明	
平成2年度 ┆ 平成4年度		1世帯当たり年額300円 (事務事業評価シート)		
平成5年度 ┆ 平成7年度		1世帯当たり年額350円 (事務事業評価シート)		
平成8年度		1世帯当たり年額400円 (事務事業評価シート)		
平成9年度 ┆ 平成13年度	契約書等不存在のため詳細不明			
平成14年度	(1)行政資料の回覧及び 配布事務 (2)その他甲が必要と認 める事務 (契約書第1条)	各町内自治会の世帯数 に200円を乗じた額(第 3条第1項) ※遅くともH14以降、4 月から9月まで(上期) 及び10月から3月まで (下期)の年2回契約	(1)乙に所属する各町内 自治会の世帯数 (2)委託事務の処理実績 (3)その他甲が必要と認 める事項 (契約書第5条)	
平成15年度 平成16年度			(1)乙に所属する各町内 自治会の世帯数 (2)その他甲が必要と認 める事項 (契約書第5条)	
平成17年度	契約書等不存在のため詳細不明			
平成18年度 ┆ 平成21年度 上期	(1)行政資料の回覧及び 配布事務 (2)その他甲が必要と認 める事務(契約書第1条)	各町内自治会の世帯数 に200円を乗じた額 (契約書第3条第1項)	完了報告書を提出しな ければならない。 (契約書第5条)	

平成 21 年度 下期	行政事務 委託料 (平成 22 年 3 月 26 日付け依 頼文以降)	町内自治会の加入世帯 数に 200 円を乗じた額 (契約書第 3 条第 1 項)	完了報告書を提出しな ければならない。 (契約書第 6 条)
平成 22 年度 ―― ―― 現在			

ウ 平成 22 年第 1 回市議会定例会における議論について

平成 22 年第 1 回市議会定例会において、平成 22 年度千葉市一般会計予算案に対する修正動議が出され、その提案理由の一部として、本件契約委託料について議論された場面があった。

その際の発言の一部は、会議録によると、次のとおりである。

「… 2 点目は、町内自治会へ委託しております行政事務委託料についてであります。原案では、この行政事務委託料について、世帯当たり 400 円から 300 円と単価が削減されるもので、その削減理由を市からの広報物を減らし、町内自治会での負担を減らすことを理由としております。しかしながら、町内自治会にとっては委託料というよりは、むしろ交付金的な要素が強く、市にとっても市への協力に対する謝礼的な要素が強かったものと理解しております。…」

(4) 本件契約委託料返還請求について

ア 返還請求に至る経緯

本件契約委託料返還請求に関連する事項について確認されている経緯の主なものは、表 4 のとおりである。

表 4 返還請求に至る経緯

年月日	状況
平成 13 年 3～6 月頃	今井連合町会が中央区連協に、本件契約に係る世帯数を、今井連合町会の加入世帯数から、平成 12 年の国勢調査に基づく今井 1 丁目、2 丁目及び 3 丁目の地区世帯数（1, 650 世帯）に変更し、届け出た。
平成 23 年 7 月 21 日	今井連合町会が中央区連協に、平成 23 年 5 月 1 日現在の加入世帯数（1, 244 世帯）を届け出た。 中央区連協は、世帯数変更の手続きを行い、変更を記録した。
平成 26 年 3 月 31 日 ～4 月 7 日	匿名の通報者から市へ今井連合町会に支払われた行政事務委託料の金額と世帯数について問合せの電話があり、市は、回答した。
平成 26 年 4 月 8 日	匿名の通報者から市（秘書課）へ今井連合町会が行政事務委託料を不正に受給していると通報があった。
4 月 9 日	通報者から市（市民自治推進課）へ今井連合町会が行政事務委託料を不正に受給していると通報があった。 市から中央区役所へ今井連合町会の役員への聞き取りを依頼した。
4 月 16 日	中央区役所が今井連合町会の役員へ聞き取りを行ったところ、今井連合町会の役員は、従来から町内の全ての住民のための奉仕であるとの認識の下で活動を行っていたため、平成 13 年度から国勢調査の数値を基に世帯数の報告をしていた旨を述べた。
4 月 30 日	通報者が市議会議長宛てに本件契約における不正に係る調査を依頼し、市議会議長は、市へ回答を依頼した。

5月9日	市と通報者とが面談し、市は、通報者へ4月30日付け調査依頼に関し、対応の途中経過について回答した。
5月15日	中央区役所が今井連合町会の役員へ再度聞き取りを行ったところ、賃貸マンション及びアパートの世帯数はオーナーからの聞き取り等により得た概数であるため、回覧又は掲示を確実にしているか改めて確認する旨の申出があった。
6月16日	中央区役所が今井連合町会から、平成22年度から平成25年度までの加入世帯数について報告を受けた。
6月27日	通報者が市へ今井連合町会の実際の加入世帯数は800程度であると指摘した。
7月10日	市が弁護士に相談し、その結果、不当利得として10年分を返還請求することが妥当と判断した。
8月18日	中央区役所が今井連合町会から、平成16年度から平成25年度までの実際に行政資料の回覧及び掲示を行った世帯数について最終的な報告を受けた。
9月10日	中央区役所が、独自の調査資料及び今井連合町会の役員からの再度の聞き取り等により、今井連合町会の平成16年度から平成25年度までの実際に行政資料の回覧及び掲示を行った世帯数を算定した。
9月24日	市が今井連合町会に対し本件契約委託料返還請求書を発出し、今井連合町会は、返還請求額を即日支払った。
10月1日	市連協及び中央区連協が連名で市内全域の単位町内自治会宛てに本件契約に係る周知文を発送した。

イ 返還請求の概要

本件契約委託料返還請求書によると、市は、平成26年9月24日付けで、今井連合町会に対し、委託料の算出根拠となる加入世帯数の届出に誤りがあり、市から過大に委託料の支払いを受けていたとして、「1,810,200円並びに内965,200円に対する平成23年7月22日から支払済みまで年5分の割合による金員、内73,400円に対する平成23年7月29日から支払済みまで年5分の割合による金員及び内771,600円に対する平成26年8月19日から支払済みまで年5分の割合による金員」を請求し、今井連合町会は、請求金額を即日支払った。

ウ 過払金の算定方法

市が算定した本件契約委託料返還請求額に係る世帯数及び金額等は表5のとおりである。

なお、表中、「届出世帯数」とは、今井連合町会が、本件契約に係る世帯数として、各年度各期別に届け出た世帯数、「報告世帯数」とは、今井連合町会が、平成26年8月18日付けで報告した世帯数、「修正世帯数」とは、中央区役所が今井連合町会からの報告を精査する中で修正した世帯数、「過払世帯数」とは、「届出世帯数」と「修正世帯数」との差である。

表5 過払金の算定

年度	期別	当初支払			平成26年8月18日	返還請求		
		支払月	届出世帯数 a	支払額	報告世帯数	修正世帯数 b	過払世帯数 c=a-b	過払額
平成16年度	下期	11月	1,620世帯	324,000円	988世帯	988世帯	632世帯	126,400円
平成17年度	上期	6月	1,620世帯	324,000円	1,011世帯	997世帯	623世帯	124,600円
	下期	11月	1,620世帯	324,000円	1,011世帯	997世帯	623世帯	124,600円
平成18年度	上期	7月	1,620世帯	324,000円	1,002世帯	1,011世帯	609世帯	121,800円
	下期	1月	1,620世帯	324,000円	1,002世帯	1,011世帯	609世帯	121,800円
平成19年度	上期	7月	1,611世帯	322,200円	1,028世帯	1,030世帯	581世帯	116,200円
	下期	11月	1,621世帯	324,200円	1,028世帯	1,030世帯	591世帯	118,200円
平成20年度	上期	7月	1,611世帯	322,200円	1,039世帯	1,043世帯	568世帯	113,600円
	下期	11月	1,611世帯	322,200円	1,039世帯	1,043世帯	568世帯	113,600円
平成21年度	上期	7月	1,611世帯	322,200円	1,030世帯	1,039世帯	572世帯	114,400円
	下期	11月	1,611世帯	322,200円	1,030世帯	1,039世帯	572世帯	114,400円
平成22年度	上期	7月	1,611世帯	322,200円	1,030世帯	1,030世帯	581世帯	116,200円
	下期	11月	1,611世帯	322,200円	1,030世帯	1,030世帯	581世帯	116,200円
平成23年度	上期	7月	1,611世帯	322,200円	1,081世帯	1,081世帯	530世帯	106,000円
	下期	11月	1,244世帯	248,800円	1,081世帯	1,081世帯	163世帯	32,600円
平成24年度	上期	8月	1,244世帯	248,800円	1,080世帯	1,080世帯	164世帯	32,800円
	下期	11月	1,244世帯	248,800円	1,080世帯	1,080世帯	164世帯	32,800円
平成25年度	上期	7月	1,244世帯	248,800円	1,084世帯	1,084世帯	160世帯	32,000円
	下期	11月	1,244世帯	248,800円	1,084世帯	1,084世帯	160世帯	32,000円
過払額合計								1,810,200円

エ 過払金に対する利息の算出方法

(ア) 平成23年7月22日から支払済みまで

過払金1,810,200円のうち、平成16年度下期から平成22年度下期までの届出世帯数と平成23年7月21日に今井連合町会が届け出た世帯数(1,244世帯)との差に係る過払金965,200円に対し、今井連合町会が加入世帯数を届け出た平成23年7月21日の翌日から支払済みまで3年65日分の利息を年5分の割合により算出し、153,374円とした。

(イ) 平成23年7月29日から支払済みまで

過払金1,810,200円のうち、平成23年度上期分の届出世帯数と平成23年7月21日に今井連合町会が届け出た世帯数(1,244世帯)との差に係る過払金73,400円については、今井連合町会が加入世帯数を届け出た日以降に市から今井連合町会へ振り込まれたため、実際に振り込まれた平成23年7月28日の翌日から支払済みまで3年58日分の利息を年5分の割合により算出し、11,593円とした。

(ウ) 平成26年8月19日から支払済みまで

過払金1,810,200円のうち、平成16年度下期から平成25年度下期までの修正世帯数と平成23年7月21日に今井連合町会が届け出た世帯数(1,

244世帯)との差に係る過払金771,600円に対し、今井連合町会が実際に行政資料の回覧及び掲示を行った世帯数を報告した平成26年8月18日の翌日から支払済みまで37日分の利息を年5分の割合により算出し、3,910円とした。

(5) 国勢調査による今井連合町会の世帯数

国勢調査報告書によると、5年ごとに行われる国勢調査の各調査年10月1日における今井連合町会の町丁別の世帯数は、表6のとおりである。

なお、平成12年調査における世帯数は、平成13年8月22日に確定し、官報に掲載されている。

表6 国勢調査による今井連合町会の世帯数

調査年	今井1丁目	今井2丁目	今井3丁目	合計
平成12年	600世帯	576世帯	499世帯	1,675世帯
平成17年	651世帯	520世帯	551世帯	1,722世帯
平成22年	759世帯	653世帯	683世帯	2,095世帯

(6) 町丁字別人口調査票による今井連合町会の世帯数

毎月末日現在の住民基本台帳登録人口等を市総合政策局総合政策部統計課が取りまとめた町丁字別人口調査票によると、平成12年9月末から平成13年8月末までの今井連合町会の町丁別の世帯数は、表7のとおりである。

なお、統計課によると、この町丁字別人口及び世帯数は、平成26年3月末まではWebページ及び各区役所で確認できたが、平成26年4月以降は、Webページのみで確認できるとのことである。

表7 町丁字別人口調査票による今井連合町会の世帯数

年月	今井1丁目	今井2丁目	今井3丁目	合計
平成12年9月末	599世帯	536世帯	522世帯	1,657世帯
平成12年10月末	594世帯	531世帯	524世帯	1,649世帯
平成12年11月末	594世帯	528世帯	531世帯	1,653世帯
平成12年12月末	592世帯	528世帯	530世帯	1,650世帯
平成13年1月末	593世帯	532世帯	528世帯	1,653世帯
平成13年2月末	586世帯	527世帯	527世帯	1,640世帯
平成13年3月末	586世帯	528世帯	536世帯	1,650世帯
平成13年4月末	587世帯	533世帯	535世帯	1,655世帯
平成13年5月末	586世帯	531世帯	539世帯	1,656世帯
平成13年6月末	579世帯	527世帯	540世帯	1,646世帯
平成13年7月末	580世帯	528世帯	542世帯	1,650世帯
平成13年8月末	586世帯	525世帯	537世帯	1,648世帯

(7) 回覧及び掲示を依頼する行政資料等の配布件数の推移

市が単位町内自治会に回覧及び掲示を依頼する行政資料等の発送については、「町内自治会等に発する文書取扱い手順」により運用されており、基本的に毎月第1及び第3水曜日に単位町内自治会宛てに回覧物等を発送することとしている。

年間の発送件数は、会長宛ての文書も含む全単位町内自治会向けの行政資料に各区内を対象とする回覧物等を加えた数となるため、各区によって異なる。その実績は、表8のとおりである。

表8 行政資料等の配布件数

年度	全単位町内自治会対象	各区内単位町内自治会対象	合計
平成21年度	82件	2～14件	84～96件
平成22年度	49件	1～11件	50～60件
平成23年度	47件	4～10件	51～57件
平成24年度	44件	1～10件	45～54件
平成25年度	41件	1～7件	42～48件

2 監査対象部局の説明

(1) 本件契約について

市では、平成26年10月末日現在で1,089の町内自治会が組織されており、加入世帯数は約299,000世帯である。

本件契約は、これらの町内自治会へ行政資料等の回覧を依頼するに当たって、単位町内自治会を包括する組織である市連協と市とが一括で委託契約を結ぶもので、単位町内自治会の加入世帯数に200円を乗じた額を年に2回、市から各単位町内自治会へ支払う内容となっている。

この制度は昭和45年度に始められ、昭和50年当時の「千葉市町内自治会に対する行政事務協力費支給要綱」では、「町内自治会に対して行政事務協力費を支給することによって、相互協力の関係を推進し、町内自治会の運営の強化に資すこと」を目的としている。

平成21年度には、本件契約委託料の減額を盛り込んだ平成22年度予算案が平成22年第1回市議会定例会において否決されたが、否決された理由の1つに、本件契約委託料は単位町内自治会の活動支援であると単位町内自治会に受け止められていたことが挙げられるため、回覧及び掲示への対価であることを単位町内自治会にしっかり認識していただけるよう平成21年度下期分の本件契約から、各単位町内自治会へ契約書の写しの送付を始めた。

また、平成21年度末には、本件契約委託料の「行政事務協力費」という呼称を「行政事務委託料」と改め、平成22年度上期の本件契約に係る事務連絡の際には、行政資料を回覧及び掲示する委託料の算出根拠として名簿の提出を強く求める依頼文書を各単位町内自治会長宛てに送付した。

(2) 加入世帯数の考え方について

本件契約における世帯数とは、各単位町内自治会における加入世帯数を指すものであり、市はその意味で本件契約を締結している。

委託事務としては、(1) 行政資料の回覧及び配布事務、(2) その他市が必要と認める事務としており、契約上、行政事務委託料の対象として、マンション等に居住する世帯であることをもって、一軒家に居住する世帯と異なる取扱いとする規定はない。

行政事務委託料の算出においては、(1)の行政資料の回覧及び配布事務における世帯数を基礎としている。(2)その他市が必要と認める事務までも算出の対象とすると、単位町内自治会によってその取組深度が異なることから、委託事務の履行を判断することは不可能である。

従って、市は、本件契約における「加入世帯」の意義は、回覧又は掲示がなされていない等の特別の事情がない限り、各単位町内自治会の運営上の「加入世帯」と同義となると解している。

また、各単位町内自治会が、未加入の世帯に対して行う行政資料の回覧及び配布については、各単位町内自治会の自主的なサービスであると認識しており、行政事務委託料の算出の対象とはならない。

今井連合町会においては、マンション等の居住世帯について、基本的には掲示等により行政資料の周知がなされていたものの、今回の調査の結果、一部のマンション等の居住世帯について、掲示等による行政資料の周知がなされていないことが認められた。

そのため、当該一部のマンション等の居住世帯については、本件契約における加入世帯とは認めず、過大請求分として区別した。

なお、今井連合町会においては、オーナー等が一括して年12,000円の会費を納めるマンション等及びその居住世帯を特別会員と呼び、それ以外の一軒家等と同じく世帯ごとに会費を納めるマンション等居住世帯を一般会員と呼び、区別しているとのことである。

この区別については、今井連合町会独自のものであり、本件契約上の加入世帯に含めるか否かの判断に影響を与えるものではない。

また、平成21年4月1日付けの本件契約書までは、世帯数に係る文言を、「千葉市町内自治会連絡協議会に所属する各町内自治会の世帯数」と表現していたが、平成21年10月1日付けの本件契約書から「町内自治会の加入世帯数」という表現に変えている。これは、世帯数を「会費を納入した世帯数」と確認したのではなく、世帯数の意義を明確化しようとしたものである。

ある世帯を本件契約上の加入世帯に含めるか否かの議論と、町内自治会費を納入しなければ単位町内自治会の会員になり得ないか否かの議論とは、全く別のものであり、例えば、市では、平成25年4月から、一定の要件を備えたマンション管理組合を、単位町内自治会と同様に取り扱うこととしているが、この場合においては、単位町内自治会の会員とみなされるマンション管理組合の組合員は、必ずしも町内自治会費を納入しているわけではない。

(3) 委託事務の内容について

請求人が羅列した各単位町内自治会に委託する事務について、①町内掲示板への各種ポスターの掲示と掲示板の管理のうち町内掲示板への各種ポスターの掲示及び⑥門松カードの購入・配布は、委託の範疇と認める。

①町内掲示板への各種ポスターの掲示と掲示板の管理のうち掲示板の管理は、千葉市広報板設置管理要領第2条第2項によると「広報板の維持管理は、町内自治会が責

任を持って行うものとする。」と規定されており、本件契約には含まれない。②行政資料以外の回覧（図書館、美術館、医師会、警察、社会福祉協議会等）は、本件契約には含まれない。③自治会要望事項の取りまとめと提出は、単位町内自治会の独自活動であり、本件契約には含まれない。また、④国勢調査への協力や調査員の提供のための手配及び⑤投票所立会人の提供のための手配は、市が各単位町内自治会に対して依頼をしているものだが、これらの依頼は本件契約に基づいて行われるものではなく、④は統計課から、及び⑤は各区選挙管理委員会から依頼されるものである。

請求人の主張のとおり、確かに、単位町内自治会は単に行政資料の回覧及び配布をしているわけではないが、本件契約は、市が単位町内自治会へ依頼するあらゆる事務や、単位町内自治会の全ての活動に対する対価を内包しているものではない。

なお、(1) 行政資料の回覧及び配布事務については、各単位町内自治会に必ず行っていたと事務である。

それに対し、(2) その他市が必要と認める事務については、特に定義付けされた文書等はないが、①の一部及び⑥のほかに、例えば、廃棄物適正化推進員の推薦依頼、日本赤十字社の社資募集・赤い羽根共同募金などの募金活動の周知、広報板での周知（震災時の連絡や、回覧する時間がない時に掲示していただくお知らせ）など、市から単位町内自治会に依頼する事務ではあるものの、行うことが必須でないものと考えている。

(4) 今井連合町会への返還請求について

平成26年4月9日に、市民局市民自治推進部市民自治推進課へ、今井連合町会の会員から、今井連合町会が世帯数を水増しして行政事務委託料を請求しているとの通報があった。これを契機に、市民自治推進課及び中央区役所地域振興課地域づくり支援室にて、今井連合町会に対する調査を開始した。

中央区役所が、今井連合町会役員へ聴取したところ、今井連合町会では、平成23年度上期分までは、行政事務委託料は町内自治会への活動支援との認識から、加入世帯数分ではなく地区世帯数分の行政事務委託料を受領していたが、認識違いに気付き、平成23年7月に変更届を提出したとの話があった。

さらに、今井連合町会に対して確認資料の提出を求めて精査するとともに、役員への聴取を行ったところ、平成23年度上期分までの申告だけでなく、平成23年度下期分から平成25年度下期分までの変更の届出後の申告についても、加入世帯としていたにもかかわらず行政資料の回覧及び配布がなされていない世帯があるなど、委託事務に対する認識が異なっており、その結果、過剰申告となっていたことが発覚した。

そのため、平成26年9月24日に、市は、今井連合町会に対し、平成16年度下期分から平成25年度下期分までに係る本件契約委託料の過払分について、不当利得返還請求権に基づき1,810,200円並びに悪意の不当利得に対する利息請求権に基づき、内965,200円に対する平成23年7月22日から支払済みまで、内73,400円に対する同月29日から支払済みまで及び内771,600円に対する平成26年8月19日から支払済みまでの、それぞれ年5分の割合による金員を請求し、今井連合町会からは、即日で全額弁済された。

(5) 今井連合町会への聞き取りについて

今井連合町会が、いつ加入世帯数の過剰申告を認識したかについては、そもそも何故過剰申告が生じたのか、また、平成21年度下期から本件契約書の写し等を送付していたため、その頃以降は、今井連合町会にも認識があったのではないかと推察し、それらの観点から調査を行った。

平成26年4月16日に中央区役所が今井連合町会役員へ聴取したところ、役員から、単位町内自治会は、ごみステーションの管理、環境美化、防犯活動など、会員だけでなく町内の全ての住民の利益のために様々な奉仕活動をしており、行政事務委託料はこれらの活動全てを含めた町内自治会活動に係る報償であると理解していたとのことであった。

そのため、今井連合町会は、行政事務委託料の対象世帯数を会員数ではなく町丁世帯数であると認識し、平成13年度から国勢調査の数値を基に算出するようになり、その数値を歴代会長が引き継いで世帯数の申告をしていたとのことである。

そのような状況の中で、今井連合町会は、平成22年度末の依頼文をもって初めて行政事務委託料の算出根拠は町丁世帯数ではなく会員の世帯数であることに気付いたことから、平成23年7月21日に世帯数変更届を提出するに至ったとのことである。

また、平成26年5月15日に中央区役所が再度役員へ聴取したところ、平成23年度下期分以降については加入世帯数を届け出し、マンション等についてはオーナー等から聞き取りをした世帯数を報告しているものの、再度、オーナー等に聞き取りを行い、確かに回覧をしているということが確認できない場合は整理したいとのことだった。

その後、今井連合町会により調査が行われ、これに基づき平成16年度下期分まで遡った調査を中央区役所が行い、平成26年9月24日の請求となった。

中央区役所では、平成22年の国勢調査報告書の数値である2,095世帯と平成22年度における本件契約に係る世帯数1,611世帯との差については確認していない。

今井連合町会によると、平成12年の国勢調査の数値を基に算出した世帯数を歴代会長が引き継いで申告していたとのことであったため、平成12年国勢調査報告書の数値を調べたところ、1,675世帯であったと判明しており、町内自治会のしおりから確認した平成13年度当時の今井連合町会の世帯数1,650世帯及び平成22年度における本件契約に係る今井連合町会の世帯数1,611世帯については、今井連合町会の説明とあながち合わない数字であろうと考えた。

(6) 悪意の認定について

まず、従前から今井連合町会が対象世帯数を地区の世帯数である町丁世帯数と誤認していたことについて、平成22年第1回市議会定例会における予算案の審議の中で、複数の議員により、行政事務委託料には市から町内自治会への活動支援の側面がある旨の発言がなされたこと、今井連合町会が、委託事務の対象を行政資料の回覧及び配布事務以外の様々な事務も含むと認識していたことを勘案すると、今井連合町会が誤って解釈することもやむを得ないものと判断した。

次に、平成21年度下期の本件契約書の写し等の送付を受けて認識を改められなかったのかということについて、単位町内自治会の役員は、ボランティアで役員を務め

ており、専門家でもないことから、事務に精通しているとは限らないこと等を考慮すれば、今井連合町会が、市からの通知文書を受け取ったとはいえ、その内容を十分に理解し、世帯数は地区世帯数ではなく加入世帯数であると、認識を直ちに改めるまでには至らないことはあり得ると考えた。また、今井連合町会のように役員の在任期間が長い場合、毎年の定型的な依頼については、改めて見直すことなく見落としが生じることも考えられ、例えば、市が特に注意を喚起する文書を送付した場合に、受け取った時ではなく、なんらかの理由でその文書を見直した際に認識違いに気付くことはあり得るため、通知書の送付を受けているのだから直ちに悪意だというのは厳しいのではないかと考えた。

これらの理由から、悪意の認定を、世帯数変更届を提出した日という間違いのない平成23年7月21日とした。

また、今井連合町会において実際に回覧及び掲示がなされていた世帯数について、中央区役所は、平成26年6月16日に、今井連合町会から、平成22年度から平成25年度まで4年間分の報告を受けたが、その時点では、その建物が実際にいつ建ったのかなどの報告内容を裏付けるに足る資料を、税情報等で確認している最中であった。

その後、中央区役所は、平成26年8月18日に、今井連合町会から、平成16年度から平成25年度まで10年間分の世帯数調査完了の報告を受け、独自の調査資料及び今井連合町会の役員からの再度の聞き取り等により、今井連合町会において実際に行政資料の回覧及び掲示がなされていた世帯数を算定した。

このため、悪意の認定を、今井連合町会が10年間分の正しい世帯数を認識した日として、報告書が提出された平成26年8月18日とした。

なお、中央区役所が行った今井連合町会への調査結果からは、平成16年度からの各年度の各届出時点において、今井連合町会の役員等に悪意があったとまでは認められなかった。

(7) 利息算出の起算点について

利息の起算点については、平成23年7月21日に世帯数の変更届が提出されたこと及び平成26年8月18日に世帯数調査の報告書が提出されたことという間違いなく悪意を認定できる日の翌日とした。

(8) 市連協及び各区連協の重過失の有無について

ア 契約内容等の周知徹底について

平成22年度上期の本件契約に係る事務連絡以降、市連協会長と各区連協会長との連名で、行政資料を回覧及び掲示する委託料の算出根拠として、名簿の提出を強く求める依頼文書を各单位町内自治会長宛てに送付する等、本件契約内容等の周知徹底を図っており、過失はない。

また、仮に市連協に過失があったとしても、本件監査請求の要旨とは関係がない。

平成22年度以降、本件契約に関し、市、市連協及び各区連協から単位町内自治会へ発送される文書とその時期は表9のとおりである。

表9 本件契約に関し単位町内自治会へ発送される文書

時期	文書
3月下旬	<p>「町内自治会関係書類の提出について（依頼）」 発送元：市連協及び各区連協（連名） 内容：単位町内自治会との連絡調整、「町内自治会のしおり」の作成及び委託料等入金のための文書の提出を依頼している。 併せて、提出後に変更が生じた場合は、随時、世帯数届と名簿を提出するよう依頼している。</p> <p>提出を依頼する文書： (1) 町内自治会役員届 (2) 町内自治会世帯（会員）数届 ※平成26年3月発送分から(1)と(2)とを統合し、(2)を廃止 (3) 世帯（会員）名簿 (4) 預金口座届 (5) 預金通帳の写し (6) 市あて、行政事務委託料「完了報告書」 ※(6)は、平成23年3月発送分から同封して送付している。それまでは、市から別送していた。</p>
7月中旬	<p>「平成○年度上期分行政事務委託料振込通知書」 発送元：市 内容：上期分行政事務委託料の振込通知書及び契約書の写しを送付している。</p>
10月上旬	<p>「行政事務委託料（平成○年度下期分）の支払いに係る世帯数の確認について（依頼）」 発送元：各区連協 内容：下期分行政事務委託料の算出基礎とする10月1日現在の加入世帯数に係る文書の提出を依頼する。 提出を依頼する文書：行政事務委託料（平成○年度下期分）の支払いに係る調査書 ※平成22年度から下期の世帯数調査を開始した。それまでは、単位町内自治会からの自主的な変更連絡の内容のみを反映していた。</p>
11月中旬	<p>「平成○年度下期分行政事務委託料振込通知書」 発送元：市 内容：下期分行政事務委託料の振込通知書及び契約書の写しを送付している。</p> <p>「平成○年度上期分『千葉県町内自治会事務委託契約』に係る完了報告書の提出について（お願い）」 発送元：市 内容：上期分本件契約の履行確認のために報告書の提出を依頼している。 提出を依頼する文書：完了報告書</p>

イ 中央区連協の人員配置について

中央区連協事務局である中央区役所地域振興課地域づくり支援室の平成26年度における人員配置は担当課長を含め6名であり、そのうち中央区連協事務局の担当は1名である。

中央区内の単位町内自治会は、平成26年10月31日現在で231団体65,479世帯となっており、1名の担当者がその全てを精査するのは難しいため、単位町内自治会との信頼関係の中で業務を行っている。

3 関係人調査

関係人調査において明らかにされた主な事項は、次のとおりである。

(1) 平成13年度に行った世帯数の変更について

単位町内自治会の活動は、単位町内自治会の全世帯のために行っており、今井連合町会に実在する全世帯数を報告するのが正しいとの認識から、平成12年の国勢調査に基づく今井1丁目、2丁目及び3丁目の地区世帯数を、平成13年度の本件契約委託料に係る世帯数として届け出た。

国勢調査に基づく地区世帯数は、中央区役所に出向いて教えてもらった。

(2) 平成23年7月21日に行った世帯数の変更について

平成23年7月15日付け「平成23年度上期分行政事務委託料振込通知書」に同封されていた平成23年4月1日付け本件契約書の写しを見た際に、委託料の返還に関する規定が目に入り、改めて本件契約書の写しを読んだところ、報告すべき世帯数が地区世帯数ではなく加入世帯数であることに初めて気が付き、世帯数の変更を急いで届け出た。

変更の届出に際しては、市から何らかの指示を受けたわけではなく、送付された文書を見て自ら気づき、自ら届け出た。

また、前年である平成22年7月においても、平成23年度に発送したのと同じ内容の文書を市が発送していることについては、平成22年度に文書を受け取った際には全く気が付かず、平成23年度に届いた文書を見て初めて気が付いた。

これまで、市等から送付された文書を役員全員に周知するような機会はなかった。

届け出た変更後の加入世帯数については、会費を徴収した一般会員数850世帯と特別会員数89世帯とに、同じく特別会員である賃貸マンション及びアパート24棟分の世帯数として聞き取りにより得た概算の305世帯とを加えて、1,244世帯とし、実際に行政資料を回覧及び掲示している世帯数を届け出る必要があるとは考えていなかったため、回覧及び掲示を行ったかどうかについては確認しなかった。

また、平成23年度当時、市から世帯数の変更に関する問い合わせはなかった。

(3) 平成26年8月18日に行った世帯数の報告について

平成26年4月以降、中央区役所からの調査等を通じて初めて、本件契約委託料が、行政資料の回覧及び掲示の対価であると知り、改めて、回覧及び掲示を行ったかどうかについて調査した結果得た世帯数を報告した。

今井連合町会では、本件契約書第1条に規定する(2)その他甲が必要と認める事務にかなりウエイトを置いて活動しており、報告すべき世帯数が、実際に行政資料を回覧及び掲示した世帯数であると知った現在においても、本件契約に係る委託料は行政に対する協力の対価だと考えている。

(4) 加入世帯数の考え方について

一般町会費として、1月当たり300円、年間3,600円を徴収する会員を、一般会員と呼んでいる。特別町会費として、1月当たり1,000円、年間12,000

0円を徴収する会員を特別会員と呼んでいる。また、一部に、特別町会費として、1月当たり1,000円以上、年間12,000円以上を徴収する特別会員がいる。

賃貸マンション・アパートの居住世帯は、居住世帯から一般町会費を徴収している場合は一般会員と呼び、オーナー又は管理会社等から特別町会費を徴収している場合は特別会員と呼んでいる。

今井連合町会の加入世帯数は、一般会員世帯数と特別会員世帯数とを合わせた世帯数である。

なお、一般町会費と特別町会費とで単価が異なるため、また、特別会員と呼んでいる賃貸マンション・アパートの居住世帯の数は、徴収した会費の総額に反映されないため、徴収した会費の総額から会員数である加入世帯数を単純な割り算によって算出することはできない。

4 判断

(1) 本件契約の委託料算出に係るマンション等の居住世帯の数え方について

ア 請求人の主張

(ア) 本件契約上の町内自治会の加入世帯数とは、会費を納入した世帯をいう。

(イ) 今井連合町会会則第2条は、「本会は、今井1・2・3丁目に居住するもの（一般会員）及び事務所（特別会員）をもって構成する。」と規定され、一般会員でないマンション等の居住世帯は今井連合町会会員とされていないので、本件契約委託料の算出根拠たる「加入世帯数」には入らない。

(ウ) ただし、オーナー等が、会費を支払えば、それは世帯数を1と数えることになる。

イ 監査対象部局の主張

(ア) 本件契約における「加入世帯数」とは、各単位町内自治会における加入世帯数である。

(イ) マンション等に居住する世帯であることをもって、一軒家等に居住する世帯と異なる取扱いをする規定はないので、これを別異に取り扱うことは出来ない。

(ウ) そして、本件契約書は、委託料につき、「(1) 行政資料の回覧及び配布事務」及び「(2) その他市が必要と認める事務」の対価であると規定しているが、「(2) その他市が必要と認める事務」については、各単位町内自治会の取組深度が異なること、市においてこの履行の有無や程度を判断できないことから、結局のところ、本件契約委託料の算出根拠となるものは、「(1) 行政資料の回覧及び配布事務」における世帯数となる。

(エ) このような判断を加えると、本件契約における「加入世帯数」とは、回覧がなされていない等の特別の事情がない限り、各単位町内自治会の運営上の「加入世帯数」と同義となる。

ウ 関係人の主張

(ア) 平成13年度から本件契約委託料の算出根拠となる世帯数とは、今井連合町会

内に実在する世帯数であり、今井連合町会に加入している世帯数とは考えなかった。その理由は、町内自治会活動は、単なる行政資料の回覧等にとどまらず、防犯活動やごみステーションの清掃等があり、これらは今井連合町会内に実在する世帯のためにも活動を行っていたため、本件契約委託料は、協力費的側面を持っているものと認識していたことによるものである。

(イ) よって、本件契約上の世帯数を上記「(ア)」(19頁)のように考えていたので、平成13年度の本件契約につき、直前の平成12年の国勢調査上の世帯数を今井連合町会内に実在する世帯数として、中央区連協に届け出た。

(ウ) ただし、上記「(ア)」(19頁)の考え方は、間違っていたので、これを正し、平成26年9月24日、市に対して、不当利得及びそれに係る利息として、1,979,077円を支払った。

(エ) マンション等居住世帯については、会費の納入方法により、一般会員又は特別会員のどちらとして取り扱うかが異なる。

分譲マンション等、一般住宅と同様に戸別に会費を納入している場合については、個々の世帯を一般会員として取り扱い、賃貸マンション等において、そのオーナー等が一括して会費を納入している場合については、そのマンション等に居住する世帯を特別会員として取り扱っている。

エ 監査委員の判断

(ア) 本件契約上の世帯数とは、回覧がなされていない等の特別の事情がない限り、各单位町内自治会に加入している世帯数である。

(イ) この点、今井連合町会が従前行っていた世帯数の数え方即ち、今井連合町会内に実在する世帯数が本件契約上の世帯数であるとの考え方は、不当であった。

しかしながら、今井連合町会がマンション等の特別会員を居住世帯数で数えるとしていることは、本件契約上の世帯数の認識にかかわらず、従前から同じである。

(ウ)

a 各单位町内自治会の運営上の加入世帯については、市民自治の趣旨から、各单位町内自治会が自らの判断により定めるべきものである。

b 今井連合町会におけるマンション等の居住世帯の運営上の取扱いを見てみると、分譲型マンション等、各戸が会費を納入している場合は、一般住宅と同様に一般会員であり、また、賃貸型マンション等であっても、マンション等のオーナー、管理会社が、特別会員としての会費を納入していれば、そこに居住する全ての世帯が、それぞれ特別会員であり、いずれも今井連合町会の運営上の加入世帯に含まれる。

したがって、これら世帯において、行政資料の回覧等がなされていれば、本件契約上の「加入世帯」に該当する。

なお、今井連合町会に加入していないものは、一般住宅、借家、分譲型マンション、賃貸型マンションでも、本件契約上の「加入世帯」ではないことは当然である。

(エ) また、監査対象部局は、各単位町内自治会からの問い合わせに対し、今井連合町会と同様の回答をしているとのことであり、今井連合町会を有利又は不利に取り扱ってはいない。

(オ) したがって、監査対象部局が行っていた、上記「(ウ)」(20頁)のような本件契約の委託料算出に係るマンション等の居住世帯の数え方は、違法又は不当ではない。

(2) 本件契約委託料は、行政資料の回覧及び掲示の対価ではなく、それ以外も含むか否か

ア 請求人の主張

各単位町内自治会は行政資料の回覧及び掲示だけではなく、「(2) その他市が必要と認める事務」として、①町内掲示板への各種ポスターの掲示と掲示板の管理、②行政資料以外の回覧、③自治会要望事項の取りまとめと提出、④国勢調査への協力や調査員の提供のための手配、⑤投票所立会人の提供のための手配、⑥門松カードの購入・配布を行っており、マンション等での掲示だけをもって町内自治会員でないマンション住人世帯数を、本件契約上の「加入世帯」と算出して、その委託料の対象とすることはできない。

イ 監査対象部局の主張

(ア) 本件契約書の「(2) その他市が必要と認める事務」として、具体的には、廃棄物適正化推進員の推薦依頼、日本赤十字社の社資募集や赤い羽根共同募金などの募金活動の周知、広報板での周知及び門松カードの購入申し込みの取りまとめ等を、本件契約に基づき委託している。

(イ) 請求人主張の事務のうち、①掲示板の管理は、千葉県広報板設置管理要領第2条第2項に「広報板の維持管理は、町内自治会が責任を持って行うものとする。」と規定されており、本件契約における委託事務には含まれない。②行政資料以外の回覧は、本件契約に基づき委託しているのは、「(1) 行政資料の回覧及び配布事務」のみであることから、本件契約における委託事務には含まれない。③自治会要望事項の取りまとめと提出は、単位町内自治会の独自活動である。④国勢調査への協力や調査員の提供のための手配は、統計課からの依頼によるものである。⑤投票所立会人の提供のための手配は、各区選挙管理委員会からの依頼によるものである。

したがって、請求人が「(2) その他市が必要と認める事務」に該当すると主張する事務のうち、①の町内掲示板への各種ポスターの掲示(掲示板の管理は除く。)及び⑥門松カードの購入・配布については、本件契約における委託事務に含まれるが、その余の請求人主張の事務は、本件契約における委託事務には含まれない。

ウ 監査委員の判断

(ア) 請求人が主張する事務が本件契約に該当するか否かは、「(2) その他市が必要と認める事務」という文理解釈の問題に帰するところ、本件契約書上の文言を含め、他に明確な規定はない。

そして、契約の主体で委託者である市が、本件契約における委託事務を上記「イ(ア)」(21頁)のとおりとしている。

(イ) 市が、1000余の単位町内自治会における「(2) その他市が必要と認める事務」の取組状況を把握することは、各単位町内自治会の取組深度が異なることから、事実上困難であり、そのことは容易に想像し得るところである。

したがって、本件契約委託料の算出根拠として、監査対象部局が上記「(1) イ(ウ)」(19頁)で主張する部分(即ち、一定程度客観的に確認のできる「(1) 行政資料の回覧及び配布事務」を行った世帯数とすること)には、合理性がある。

(ウ) 以上のことから、本件契約委託料の算出根拠として、「(1) 行政資料の回覧及び配布事務」を行った世帯とすることは、違法又は不当ではない。

(3) 本件契約委託料返還請求に当たっては、今井連合町会に悪意又は重大な過失があるか否か

ア 請求人の主張

(ア) 「普通の智慮を有する者」であろう会長等役員であれば、本件契約書上の「世帯数」を「町内の世帯数」と理解することは考えられない。

また、仮に、そのように理解していたとしたならば、今井連合町会に重大な過失がある。

(イ) 「加入世帯数」は年々変動するところ、今井連合町会は、数年にわたり、同数の世帯数を届け出ていることから、今井連合町会の悪意は明確である。

(ウ) 徴収した会費の総額を一般会員費で割り算すれば、加入世帯数は分かるはずである。

上記方法により算出した加入世帯数と、今井連合町会が届け出た世帯数には乖離が生じており、今井連合町会の役員がそれを知らなかったことはあり得ないことである。

(エ) 今井連合町会は、平成13年度以降、国勢調査に基づき世帯数を届け出たと主張しているが、平成22年の国勢調査の世帯数及び平成23年度の届出世帯数を見てみると、国勢調査の数値が2,095世帯であるのに対し、今井連合町会が届け出た世帯数は1,611世帯であり、主張する内容と一致しない。

(オ) 監査対象部局は、平成23年7月21日、今井連合町会に対し、世帯数の変更届を提出するよう指示した。それにもかかわらず、今井連合町会は、その算出方法を改めなかったため、故意に過剰な世帯数を届け出たと認められる。

(カ) よって、過去10年分にわたっての利息の請求を求める。

イ 監査対象部局の主張

(ア) 中央区連協は、平成21年3月11日付けで中央区単位町内自治会長宛てに送付している「町内自治会関係書類の提出について(依頼)」において、本件契約委託料の算定基礎とすることを目的として、町内自治会世帯(会員)届及び世帯(会員)名簿の提出を依頼している。

なお、これ以前の通知書は残っていないが、同様の通知書を従前から毎年3月

に送付していた。

- (イ) 市は、平成18年度から毎年11月に上期分の完了報告書の提出を、毎年3月に下期分の完了報告書の提出を依頼する通知書を各単位町内自治会長宛てに送付している。

完了報告書の様式には、「行政資料等の配布・回覧等を実施し、委託事業を完了」したことを報告する旨、記載されており、本件契約委託料が行政資料の回覧及び配布の対価であることを明確にしている。

- (ウ) 市は、平成21年度下期の本件契約から、本件契約委託料は行政資料の回覧及び配布の対価であることを明確にする目的で、契約書上の「世帯数」という文言を「加入世帯数」に改め、かつ、各単位町内自治会へ本件契約書の写しを送付するようにした。

それ以降、上期の本件契約書の写しは毎年7月に、下期の本件契約書の写しは毎年11月に各単位町内自治会長宛てに送付している。

- (エ) 本件契約委託料の呼称についても、市から各単位町内自治会に送付される通知書については平成22年3月から、各区連協から各単位町内自治会に送付される通知書については同年10月から、それまで「行政事務協力費」と表記していたものを「行政事務委託料」に改めた。

しかしながら、現在も、町内自治会関係者の中には、従前どおり、「行政事務協力費」と呼称する者がいる。

- (オ) 委託事務内容については変遷があり、昭和52年度の本件契約書には、「(1) 行政連絡事務、(2) 調査事務、(3) 資料等の取りまとめ及び配布事務、(4) その他必要と認める事項」と定められていた。その後、いつ頃まで同様の委託内容であったかは明らかではないが、遅くとも平成14年度下期の契約以降は、現在と同様の委託事務内容となっている。

- (カ) 平成22年第1回市議会定例会において、本件契約委託料の減額を盛り込んだ平成22年度千葉市一般会計予算案が否決された。否決された理由の一つに、本件契約委託料は町内自治会の活動支援であると各単位町内自治会に受け止められていたことが挙げられる。

- (キ) 平成23年7月21日の今井連合町会からの変更申請について、市から今井連合町会に対して変更の指示をしたことはない。

- (ク) 平成12年の国勢調査における今井連合町会内の世帯数は1,675世帯であることが判明している。今井連合町会が平成13年度以降に届け出てきた1,611～1,650世帯とは、ずれが生じているが、国勢調査においては、現地で調査した結果に対して、確定までに数値を精査する作業が種々行われることから、今井連合町会が届け出た世帯数については、一定の妥当性があると考えられる。

ウ 関係人の主張

- (ア) 本件契約委託料返還請求に至るまで、本件契約委託料は、上記「(1)ウ(ア)」(19頁)に記載されている広範な町内自治会活動への協力費的側面を持っていると認識していた。

- (イ) 上記「(ア)」(23頁)の認識のもと、平成13年度は、中央区役所にて平成12年の国勢調査の数値を確認し、それに基づき世帯数を届け出た。平成14年度以降は、各年度の会費の徴収世帯数の増減を前年度の届出世帯数に反映させた概算の世帯数を届け出た。
- (ウ) これまで本件契約の内容について、詳しく確認する機会はなかった。
また、これまで市及び中央区連協から送付されてきた本件契約に係る各種通知書及び契約書の写しについて、役員全員に周知する機会もなかった。
- (エ) 平成23年7月15日付けで市から送付された本件契約委託料振込通知書に同封されていた平成23年4月1日付け本件契約書の写しを見て、初めて本件契約上の世帯数を誤認していることに気付き、同年7月21日に世帯数を1,244世帯に変更する届出を中央区連協に行った。1,244世帯の内訳は、一般会員850世帯、企業等の特別会員89世帯及びマンション等の特別会員については概算の305世帯を積算した。
なお、この世帯数変更については、市からの指示によるものではなく、上記のとおり、世帯数の誤認に自ら気付いたことによるものである。
- (オ) 平成23年7月21日に変更届を提出したが、この時点においては、本件契約上の世帯数が「今井連合町会内に実在する世帯数」ではないことには気付いた。
しかしながら、「行政資料の回覧及び配布を行った世帯数」であることまでは認識できなかった。
また、変更届を提出するに当たり、監査対象部局からは特段の指摘もなかったことから、変更内容が正しいものと信じて、以後、世帯数を届け出てきた。
- (カ) 一般町会費と特別町会費は単価が異なり、特別会員の中でも、単価が異なっている場合もある。
また、特別会員であるマンション等においては、会費が同じであったとしても、そこに居住する世帯数は、個々のマンション等により異なっている。
したがって、請求人が主張するような会費の総額からの単純な割り算によって、加入世帯数を算出することはできない。
- (キ) 役員は専門家の集まりではなく、また、ボランティアで活動しているものであるため、送付される多数の文書の内容を逐一確認などできない。

エ 監査委員の判断

(ア) 悪意について

民法(明治29年法律第89号)第704条では、「悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。」こととされている。

この場合の「悪意の受益者」とは、一般的に言えば、法律上の原因のないことを知りながら利得した者であるから、本件でいえば委託料を受けることができないことを知りながら利得した者となる。そして、この「悪意」の立証は、請求する側が負うものである(谷口知平・甲斐道太郎編(1991)『新版 注釈民法(18)一債権(9)一』有斐閣:637頁、648頁)。

以下、このことを前提に、今井連合町会の悪意の有無について検討する。

- a 平成16年度下期から平成23年7月21日までの間について、本件契約上の世帯数は町内自治会内に実在する世帯数ではなく、運営上の世帯数であることについて、悪意であったか否か

今井連合町会は、平成23年7月に本件契約上の世帯数を誤認していたことに気付き、同年7月21日に変更届を提出したことから、それまでの今井連合町会の悪意の有無を検討する。

- (a) 請求人は、「普通の智慮を有する者」であろう会長等役員であれば、本件契約書上の「世帯数」とは、「町内に実在する世帯数」ではなく「町内自治会の加入世帯数」であるとわかったはずであると主張する。

また、「加入世帯数」は年々変動するところ、今井連合町会は、数年にわたり、同数の世帯数を届け出ていることから、今井連合町会の悪意は明確であると主張する。

更に、今井連合町会が国勢調査に基づく世帯数を届け出たことにつき、平成22年の国勢調査の世帯数と平成23年度の届出世帯数が一致しないため、届け出た世帯数が真実の世帯数ではないことはわかっていたはずであると主張する。

- (b) 他方、関係人は、町内自治会活動が、単なる行政資料の配布等にとどまらず、防犯活動やごみステーションの清掃等があり、これらは今井連合町会内に実在する世帯のためにも活動を行っていたことから、本件契約委託料の算出根拠となる世帯数とは、今井連合町会内に実在する世帯数であると考え、平成13年度以降、平成12年の国勢調査に基づく世帯数を届け出たと主張する。

また、平成14年度から平成23年7月21日までの世帯数については、各年度の会費の徴収世帯数の増減を前年度の届出世帯数に反映させた概算の世帯数であると主張する。

- (c) 関係人の上記「(b)」の世帯数の数え方は一貫している。

平成12年の国勢調査の世帯数と平成13年度に今井連合町会が届け出た世帯数が一致しないことについては、監査対象部局によれば、平成12年の国勢調査における世帯数の最終的な確定日は平成13年8月22日であり、今井連合町会が中央区役所に確認したと思われる平成13年3月から6月頃の時点では、未確定の概算の数値であることから、必ずしも確定された国勢調査上の世帯数と一致しないことはあり得るとのことである。

また、平成14年度から平成23年7月21日までの世帯数の届出につき、専門家でない今井連合町会役員が、上記「(b)」の認識のもと、平成12年の国勢調査の数値を基準に、自分達で把握している会費徴収世帯数の増減を加味して世帯数を届け出ること、あながち不自然なことではない。

今回の監査において、監査資料及び関係人調査からも、今井連合町会が悪意であったと認める事実は確認できなかった。

他に、今井連合町会が悪意であったことを認めるに足る証拠はない。

なお、平成13年当時、各区役所で確認できた毎月末日現在の町丁字別人

口調査票による世帯数を見てみると、平成13年3月31日現在の今井町1～3丁目の世帯数は1,650世帯であり、この数字は平成13年度に今井連合町会が届け出た世帯数と一致する。監査対象部局によると、今井連合町会は例年4月中に世帯数を届け出ているとのことであり、国勢調査に基づき届け出たとする関係人の主張とは相違するものの、これらの数字が一致することは偶然ではない可能性がある。

- (d) また、請求人は、徴収した会費の総額を一般会員費で割り算すれば、加入世帯数は分かるはずであり、今井連合町会の役員は、算出した加入世帯数と、今井連合町会が届け出た世帯数に乖離が生じていたことを知っていたはずであると主張する。

しかしながら、関係人が上記「ウ(カ)」(24頁)で主張するとおり、単純に会費の総額を一般町会費の単価で割り算しても、加入世帯数は算出できない。

- (e) したがって、平成16年度下期から平成23年7月21日までの間における本件契約上の世帯数の認識について、今井連合町会が悪意であったことは立証できない。

b 平成23年7月22日から平成26年8月18日までの間について、本件契約上の世帯数が、町内自治会の加入世帯数のうち、回覧等を行った世帯数であることについて、悪意であったか否か

次に、今井連合町会が変更届を提出した日の翌日である平成23年7月22日から、本件契約委託料返還請求に当たり、届出世帯数について再調査した報告書を提出した平成26年8月18日までの間について、今井連合町会の悪意の有無を検討する。

- (a) 関係人は、平成23年7月21日に変更届を提出した時点では、本件契約上の世帯数が、町内自治会の加入世帯数のうち、回覧等を行った世帯数であるとまでは認識できず、本件契約委託料返還請求に至る経緯で、初めて認識したと主張する。

- (b) 市及び各区連協は、上記「イ(ア)～(ウ)」(22、23頁)のとおり、各単位町内自治会長宛てに各種通知書及び本件契約書の写しを送付し、本件契約委託料が行政資料の回覧及び配布の対価であることを明確にするための周知を図った。

しかしながら、本件契約書の第1条は「(1)行政資料の回覧及び配布事務、(2)その他市が必要と認める事務」と規定し、第3条で「町内自治会の加入世帯数」と規定したのみであるから、ここから直ちに「本件契約上の加入世帯数は、回覧がなされていない等の特別の事情のない限り、各単位町内自治会の運営上の加入世帯数である。」とまで読み取ることは非常に困難であり、今回の監査において、監査資料及び関係人調査からも、今井連合町会が悪意であったと認める事実は確認できなかった。

また、他に、今井連合町会が悪意であったことを認めるに足る証拠はない。

(c) したがって、平成23年7月22日から平成26年8月18日までの間における本件契約上の世帯数の認識について、今井連合町会が悪意であったことは立証できない。

(イ) 重過失について

請求人は、今井連合町会の重過失についても問題としていることから、これについても検討する。

最高裁昭和32年7月9日判決によると、重大な過失とは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解するのを相当する。」とされている。

以下、このことを前提に、今井連合町会等の重大な過失の有無について検討する。

a 平成16年度下期から平成21年11月までの間について、重大な過失があったか否か

市は、平成21年度下期の本件契約から、契約書上の「世帯数」の文言を「加入世帯数」に改め、かつ、平成21年11月に平成21年度下期の本件契約書の写しを各単位町内自治会長宛てに送付していることから、それまでの今井連合町会の重過失の有無を検討する。

(a) 本件契約における委託事務については、上記「イ(オ)」(23頁)において、監査対象部局が主張するとおり、現在よりも広範な事務を委託していた時期があったことが認められる。

したがって、今井連合町会が上記「ウ(ア)」(23頁)のとおり、本件契約委託料を広範な町内自治会活動への協力費的側面を持っていると認識していたことも、無理からぬことである。

(b) また、上記「イ(オ)」(23頁)のとおり、委託事務内容に変更があったのであれば、市は、各単位町内自治会に対し、変更内容について、十分な周知を行うべきであった。

この点、監査対象部局は、市から平成18年度以降の毎年3月及び11月に送付している完了報告書提出依頼通知書並びに各区連協から毎年3月に送付している世帯数確認依頼通知書により、本件契約の内容について、各単位町内自治会に対し、周知徹底を図ってきたと主張する。

しかしながら、関係人は、これまで本件契約の内容について詳しく確認する機会は無かったと主張しており、請求人からも、これまで本件契約書の内容について確認したことはないとの証言があった。

したがって、監査対象部局が意図した契約内容の明確化についての周知は不十分であったと言わざるを得ない。

また、上記通知書の送付以外に、各単位町内自治会に対して周知を図っている事実は認められなかった。

- (c) ボランティアで活動している、専門家でない単位町内自治会役員が、毎年度、繰り返される事務にあつては、その内容が同じであるとみなし、確認しないことは、あり得ることである。
- (d) したがって、以上のことを総合的に勘案すると、平成16年度下期から平成21年11月までの間について、今井連合町会に重大な過失があつたとまでは言えない。

b 平成21年11月から平成23年7月21日までの間について、重大な過失があつたか否か

次に、市が本件契約書の写しを各単位町内自治会に送付するようにした平成21年11月から、今井連合町会が世帯数の変更届を提出した平成23年7月21日までの間について、今井連合町会の重過失の有無を検討する。

- (a) 関係人は、平成23年7月15日付けで市から送付された本件契約委託料振込通知書に同封されていた平成23年4月1日付け本件契約書の写しを見て、初めて本件契約上の世帯数を誤認していることに気付き、同年7月21日付け変更届により、加入世帯数へ変更したと主張する。
- (b) ここで、本件契約に係る各種通知書等における本件契約委託料の呼称について見てみると、平成21年度下期に、それまで「行政事務協力費」と呼称していたものを「行政事務委託料」に改めている。

他方、市から各単位町内自治会に対して送付される通知書については平成22年2月まで、各区連協から各単位町内自治会に対して送付される通知書については同年9月まで、従前の「行政事務協力費」の呼称が使用されていた。

- (c) 今井連合町会が平成23年7月21日に変更した世帯数の内訳について、マンション等特別会員の世帯数は概算によるものである。

この点、監査対象部局は、個人情報等の関係により、マンション等においては、必ずしも全ての世帯が掲載された名簿を徴収することが難しい場合もあるとして、概算による世帯数であっても、一定の妥当性が認められれば、届出を認めている。

したがって、本件契約は概算による世帯数の届出もあり得ることを前提とした契約である。

- (d) 本件契約は、上記「(c)」のとおり、運用上、概算による世帯数の届出を認める特殊性をもつ契約であることから、各単位町内自治会に対し、契約内容を十分に周知すべきである。

この点、市は、毎年3月及び11月に本件契約の完了報告書提出依頼通知書を、各区連協は、毎年3月及び平成22年度からは10月にも世帯数確認依頼通知書を各単位町内自治会長宛てに送付している。

更に、市は、本件契約委託料が行政資料の回覧及び配布の対価であることを明確にする目的で、平成21年度下期から本件契約書上の「世帯数」という文言を「加入世帯数」に改め、かつ、平成21年11月から、下期の本件

契約書の写しについては毎年11月に、上期の本件契約書の写しについては毎年7月に各単位町内自治会長宛てに送付するようにした。

しかしながら、ボランティアで活動している、専門家でない単位町内自治会役員が、毎年度、繰り返される事務にあつては、その内容が同じであるとみなし、確認しないことは、あり得ることである。

したがって、監査対象部局からの通知書及び本件契約書の写しの送付のみでは、監査対象部局が意図した契約内容の明確化についての周知が不足していたことは否めず、今井連合町会が本件契約の内容を正しく認識できていなかったことは無理からぬことである。

本件契約の内容について、さしたる注意を払わなかったとする関係人の主張は、一貫しており、関係人調査にあつてもそれを覆す客観的事実は確認できなかった。

- (e) 平成22年第1回市議会定例会において、本件契約委託料の減額を盛り込んだ平成22年度千葉市一般会計予算案に対する修正動議が出された際に、本件契約委託料について議論された中で、本件契約委託料は、町内自治会にとっては委託料というよりは、むしろ交付金的な要素が強く、市にとっても市への協力に対する謝礼的な要素が強かったものと理解しているとの趣旨の発言があつたことから、本件契約委託料は、町内自治会の全ての活動に対する報酬であるとの理解が払拭されていないことを認めることができる。
- (f) 今井連合町会においては、本件契約の内容について、役員間で確認できる仕組みが十分に整備されていなかった。仕組みそのものの是非はあるものの、仕組みを見直さなかったことをもって、重大な過失があつたとまでは言い切れない。
- (g) したがって、以上のことを総合的に勘案すると、平成21年11月から平成23年7月21日までの間について、今井連合町会に重大な過失があつたとまでは言えない。

c 平成23年7月22日から平成26年8月18日までの間について、重大な過失があつたか否か

次に、今井連合町会が変更届を提出した日の翌日である平成23年7月22日から、本件契約委託料返還請求に当たり、届出世帯数について再調査した報告書を提出した平成26年8月18日までの間について、今井連合町会の重過失の有無を検討する。

- (a) 関係人は、平成23年7月21日に変更届を提出した時点において、本件契約上の世帯数が「今井連合町会内に存在する世帯数」ではないことには気付いたが、「行政資料の回覧及び配布を行った世帯数」であることまでは認識できなかったと主張する。
- (b) 本件契約書については、第1条に委託事務内容、第3条に委託料について規定されている。

しかしながら、上記契約書の文言からは、上記「(1)エ(ア)」(20頁)

に記載の加入世帯数の定義を明確に読み取ることはできない。

(c) 各単位町内自治会への本件契約の内容の周知については、上記「b (d)」(28頁)に記載のとおり、市及び各区連協からの各種通知書及び本件契約書の写しの送付のみでは、不十分であったと言わざるを得ない。

(d) 関係人は、上記「ウ (オ)」(24頁)のとおり、平成23年7月21日に変更届を提出したところ、監査対象部局から特段の指摘もなかったことから、変更内容に誤りはないものと信じて、以後、世帯数を届け出てきたとしており、それを覆す事実はない。

(e) したがって、以上のことを総合的に勘案すると、平成23年7月22日から平成26年8月18日までの間について、今井連合町会に重大な過失があったとまでは言えない。

(4) 市連協の重過失の有無について

ア 請求人の主張

今井連合町会の加入世帯数の誤認について、市連協が各単位町内自治会に対して、本件契約の内容を周知徹底していなかったために招いた事態であるとしたら、市連協の重大な過失であり、責任は重大である。

イ 監査対象部局の主張

本件監査請求は、今井連合町会が本件契約の内容を誤認していたことに起因する本件契約委託料返還請求を対象としており、市連協は本件監査請求の要旨とは関係がない。

ウ 監査委員の判断

市連協の事務が住民監査請求の対象となるかは、疑義のあるところではあるが、上記「(3) エ (イ) b (d)」(28頁)のとおり、市連協は従前から、各単位町内自治会への通知書によって、本件契約の周知を図っているが、市と同様十分な効果があったとは言えないものである。

しかしながら、加入世帯数の誤認が起きた背景には、前掲の通り、議会でも取り上げられたように制度に内在する本件契約の分かりにくさがあるうえ、一方の当事者である町内自治会は、ボランティアにより運営され、役員にあっても事務の専門家でないこと等、要因が複合的に作用していることが認められることから、市連協の周知が十分でなかったからといって、重大な過失があったとまでは言えない。

(5) 民法704条の利息の起算日

ア 判例(大審院昭和2年12月26日判決、最高裁平成17年7月11日判決)によれば、悪意となった日の当日から利息が発生するものとされている。

イ しかしながら、平成26年9月24日の不当利得返還請求において、監査対象部局は、悪意となった日を2つ認定(平成23年7月21日及び平成26年8月18日)しているが、いずれも悪意となった日の翌日を起算日とし、利息を算出してお

り、本来請求すべき日数よりそれぞれ1日利息の算出が少なくなっている。

ウ 改めて判例に沿って利息を算出すると、169,106円となり、利息が168,877円であるとした監査対象部局の算出と229円の差が生じることとなるため、請求に要する事務処理費用と比較し、この金額を請求すべきか検討する。

エ 東京都が管理する都道にはみ出して設置した自動販売機に係る不当利得返還請求についての最高裁平成16年4月23日判決では、「債権金額が少額で、取立に要する費用に満たないとき」で、「これを履行させることが著しく困難又は不適當であるとき」は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の5を適用し、取立てしないことができるとしている。

本件契約委託料返還請求とは事例が異なることから、上記判例をそのまま当てはめることはできないが、起算日の相違により生じた利息が少額であり、請求に要する事務処理費用と比較すると、請求に要する事務処理費用が明らかに上回るものとなるものであることから、最高裁判例等の趣旨を勘案し、あえて、少額の利息を請求する必要はないものと判断した。

5 結論

以上により、本件契約委託料返還請求については、違法又は不当に財産の管理を怠っているとは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断する。